

松浦市監査委員公表第4号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

松浦市監査委員 田 中 幹 人

松浦市監査委員 橋 本 真 一

措置状況(令和7年度前期分)

指摘事項等	講じた措置
<p>(1) 使用料に係る収入事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>行政財産目的外使用の使用料を誤って算定し、徴収していた。差額分については年度内に相手方へ返還されていた。松浦市行政財産使用料条例別表に基づき適正に処理されたい。(福島診療所)</p>	<p>今回の件につきましては、令和5年度末に自動販売機の機器入れ替えによる更新を実施後、令和6年度の行政財産目的以外使用許可手続きの際、年間消費電力を入れ替え前の機器の年間消費電力で算定していたことが原因です。ご指摘を受けた後、算定誤り分を修正し、契約相手方へ超過している使用料を返還しました。</p> <p>今後は、松浦市行政財産使用料条例別表に基づき適正に処理いたします。(福島診療所)</p>
<p>(2) 補助金事務</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ア. 前回の監査で指摘していたにもかかわらず、松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定められている交付申請書等の様式ではなく旧様式の申請書で受理していた。(市民生活課)</p> <p>イ. 松浦市補助金等交付規則第13条に「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(中略)補助事業等実績報告書(様式第3号)に係る書類を添えて松浦市長に提出しなければならない」とあるが、年度末に事業が完了しているにもかかわらず、実績報告書が提出されていないものがあった。(福祉事務所)</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>松浦市補助金等交付規則第11条第2項第1号に「事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により市長に提出した書類の内容を変更をしようとするときは、あらかじめ市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない」と定められているため、事業完了後に変更交付申請書を受理することは適当ではない。(福祉事務所)</p>	<p>当該事案は、松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に定めている交付申請書等の様式を変更し、ホームページ等で周知していたにもかかわらず、旧様式で提出されたものの確認を怠り、受理していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、係員全員に指摘内容を共有し、共通認識を図るとともに改めてホームページに掲載し、申請をされる方にも様式が変更になっていることを伝える対応をしました。今後このようなことが無いよう十分確認しながら事務手続きを行います。(市民生活課)</p> <p>補助対象者である社会福祉法人が総会において決算の承認を受けなければ事業費が確定しないとの認識により、実績報告が遅くなっていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、補助対象者である社会福祉法人に対し、総会での決算承認を得ずとも、補助対象事業の完了(事業費の確定)をもって速やかに実績報告書を提出するよう説明し、松浦市補助金等交付規則に基づく適正な事務処理に努めます。(福祉事務所)</p> <p>交付申請の内容に変更があれば、実績報告の前に必ず変更交付申請を行うものと認識しておりました。しかし、松浦市補助金等交付規則第11条第2項の規定についての認識が不足していたため、実績に伴う内容の変更についても、同日付で変更交付申請書、実績報告書の順に受理したものです。</p> <p>今後は、松浦市補助金等交付規則第11条第2項に該当する場合に、変更交付申請書の提出をあらかじめ求めるよう、適切な処理に努めます。(福祉事務所)</p>

(3) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る  
随意契約事務

【指摘事項】

ア. 緊急を要する業務ではないにもかかわらず、1者見積徴取としていた。(福島診療所)

浄化槽の保守点検業務は、異常発生時に緊急に対応する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するものと誤った認識により処理をしていました。また、清掃業務については、保守点検を行っている業者が浄化槽の状況を把握しており適切な処理が可能であると判断し、各契約とも松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより1者見積徴取としていました。

今回の指摘を受け、浄化槽保守点検および清掃業務につきましては根拠法令に基づき2者以上の見積書を徴取し、適正な事務処理を行うこととします。(福島診療所)

イ. 業務委託において、見積書の日付が空欄のもの、また、見積依頼日より前の日付のものが多数見受けられた。(鷹島診療所)

今後は、見積書の日付につきましては、記載漏れがないように業者とも確認しながら処理いたします。また、見積徴取において適正に事務処理を行っていなかったため、今後は適正に処理いたします。(鷹島診療所)

ウ. 前回指摘していたにもかかわらず、新年度から開始する業務委託契約に係る見積合わせが年度開始前に執行されていた。見積合わせは支出負担行為の一連の手続きであり予算執行に含まれると解されることから、契約の準備行為は見積書を徴するまでとしている。新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度で債務負担行為を設定し契約を締結するよう処理されたい。(鷹島診療所)

前回の指摘を受け、見積合わせについては年度開始後に執行しておりましたが、見積書の受付印については、見積書を徴した日付を押印しておりました。

今後は見積書の開封確認及び受付印押印は見積合わせ日で行うよう適正な処理に努めます。(鷹島診療所)

エ. 前回指摘していたにもかかわらず、毎年年度毎に契約を締結しているもので、契約書条文に自動更新条項が明記されているものが複数見受けられた。地方自治法232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項を設けることはできない。関係法令等に基づき処理されたい。(鷹島診療所)

前回の指摘を受け、相手方と協議を行い、自動更新条項については削除することを確認しておりましたが、契約締結時に確認を怠り適切に処理ができておりませんでした。後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項を設けることができないことを再度確認し、適切な処理を徹底いたします。(鷹島診療所)

オ. 実施伺に予定価格が記載されていないため、契約方法の根拠規定「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」該当かの判断ができない。また、業者選定理由として「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者から見積書を徴する」と記載しているが、見積書を徴さない理由も併記されている。適正な根拠規定をもって事務処理をされたい。(鷹島診療所)

今後は実施伺に予定価格を記載し、契約方法については地方自治法施行令による根拠規定に基づいた事務処理を実施します。また、見積徴取につきましては、松浦市財務規則による根拠規定に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底いたします。(鷹島診療所)

カ. 保守業務の長期継続契約において、契約締結時の契約金額が単年度金額となっていた。契約期間の総額をもって決裁区分の判断になることから、適正に処理されたい。(鷹島診療所)

認識不足により契約期間総額ではなく単年度金額で専決区分としておりました。ご指摘を受け、今後は長期継続契約締結時には、総額に基づいて決裁を行い、適切な専決区分で処理します。また、地方自治法施行令及び市財務規則等を再確認し適正な事務処理を行うよう徹底いたします。(鷹島診療所)

【指導事項】

ア. 業務委託の実施伺の随意契約方法に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としているものがあつたが、同項ただし書きは一人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする理由であるため、適用条文は適正に記載されたい。(市民生活課・政策企画課)

イ. 業務委託の実施伺で、1者見積徴取の根拠規定「松浦市財務規則第86条第4項ただし書き」の記載のないものが多数見受けられた。(市民生活課)

ウ. 契約締結伺に契約保証金免除とする根拠規定及びその理由が記載されていないものが見受けられた。(市民生活課・政策企画課・鷹島診療所)

エ. 実施伺に業務の実施理由が記載されていないものがあつた。(議会事務局)

オ. 業務委託の業務完成届受理後に完成確認通知を提出していないものがあつた。(議会事務局)

カ. 松浦市財務規則第88条及び第89条により「請書又は承諾書をもって契約書に代えることができる。契約書の作成を省略し、見積書をもって行うことができる」としたものについて、契約締結伺を省略しているものがあつた。松浦市事務決裁規定の定めるところにより予算執行の決裁を受けられたい。(選挙管理委員会事務局・政策企画課)

地方自治法施行令及び市財務規則の誤認識により「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きにより」としたものです。このことについては、随意契約理由の適用条項を修正しました。今後はこのような誤りが無いよう十分に注意いたします。(市民生活課・政策企画課)

地方自治法施行令及び市財務規則の誤認識により、随意契約の理由として「同規則第86条第4項ただし書きにより」と記載していたものです。このことについては、1者見積徴取の根拠規定として記載、修正しました。今後はこのような記載漏れが無いよう十分に注意いたします。(市民生活課)

修繕の契約事務において、認識不足により記載を失念しておりました。今後は地方自治法施行令及び市財務規則等を再確認し適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。(市民生活課・政策企画課)

ご指摘のことにつきましては、保証金免除とする根拠規定及びその理由について追記いたしました。今後は適正な事務処理を行うよう徹底いたします。(鷹島診療所)

業務委託契約等の事務処理において、実施伺に実施理由の記載を失念しておりました。今後は会計事務の手引き等を再確認し適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。(議会事務局)

業務委託契約の事務処理において、完成確認通知の提出を失念しておりました。今後は会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。(議会事務局)

この件につきましては、見積書をもって契約書としたため、契約締結伺の起案を失念しておりました。今回の指摘を受け、担当者をはじめ事務局職員全員で指摘された内容の共有を行い、改めて市財務規則の条項を確認しました。今後はこのようなことがないよう、正式な手順で事務処理を実施しているかを十分に確認した上で、予算執行するように徹底いたします。(選挙管理委員会事務局)

業務委託契約の事務処理において、契約締結伺を失念しておりました。今後は、松浦市事務決裁規定及び会計事務の手引きと等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。(政策企画課)

<p>キ. 会計事務の手引きにおいて随意契約の根拠理由は「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とそれ以外の号が両方該当する場合は、第1号優先」とあるため、適正に処理されたい。(政策企画課)</p>	<p>会計事務の手引きにおける随意契約ができる場合の定義の誤認識により生じたものであります。このことについては、随意契約理由の適用条項を修正しました。今後は、このような誤りがないよう十分に注意いたします。(政策企画課)</p>
<p>ク. 契約の締結については、松浦市財務規則第90条第1項で「落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成させなければならない」と規定されているが、7日を超えて作成しているものが見受けられた。(政策企画課)</p>	<p>松浦市財務規則第90条第1項の規定内容の認識不足により生じたものであります。今後は、地方自治法施行令及び市財務規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。(政策企画課)</p>
<p>ケ. 2,000万円を超える委託契約で、契約締結後に工程表、現場代理人決定通知及び監督職員決定通知がないものが見受けられた。(政策企画課)</p>	<p>会計事務の手引きにおける業務委託における決裁区分の認識不足により生じたものであります。今後は、会計事務の手引きを再確認するとともに、委託業務の種類を明確に判断し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。(政策企画課)</p>
<p>コ. 業務委託において、見積書を徴しない理由及び根拠法令等の記載のないものがあった。(福島診療所)</p>	<p>指摘対象の契約は、所長代診・放射線診療技師の業務委託契約であります。これらの業務は、現に委託済の医師等(異動があれば後任に引き継ぐ)に継続して来ていただけるよう依頼しております。指摘をいただいたことについては、財務規則第89条第2項第7号の規定に該当するものと判断しており、今後は、根拠法令に基づき見積書を徴しない明確な理由を明記いたします。(福島診療所)</p>
<p>サ. 業務委託において、見積依頼日が決裁日より前の日付になっていた。(福島診療所)</p>	<p>今回ご指摘の原因は、文書管理システム操作誤りによる日付の入力ミスです。指摘を受け、今後は適正なシステムの入力処理をいたします。(福島診療所)</p>
<p>シ. 業務委託の随意契約理由に係る適用条項について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当しないものを第1号該当とし、予定価格調書の作成を省略しているものが見受けられた。(福島診療所)</p>	<p>在宅酸素機器リースにつきまして、地方自治法施行令及び財務規則の認識の誤りにより随意契約の適用条項を第1号としておりました。今回の指摘を受け、随意契約理由の適用条項を修正いたしました。今後このような誤りが無いよう注意いたします。(福島診療所)</p>
<p>ス. 4月1日に執行した見積結果一覧の電子決裁日が4月1日以後の日付になっていた。(福島診療所)</p>	<p>今回ご指摘の原因は、文書管理システム操作誤りによる日付の入力ミスです。今後は適正なシステムの入力処理をいたします。(福島診療所)</p>
<p>セ. 特別の事業があり同機器2台のリースをそれぞれ別業者と1者随契していた。その理由について実施伺に明記されたい。(福島診療所)</p>	<p>在宅医療酸素の機器の賃貸借については、2者それぞれと契約し2者の機器から患者様が選択できるようにしております。よって、それぞれ1者随意契約としております。今回の指摘を受け、次回契約においては、1者随意契約を行う理由を明記することといたします。(福島診療所)</p>

<p>ソ. 50万円を超える修繕で、会計事務の手引きに規定されている工程表、監督職員決定通知、現場代理人決定通知、修繕完成通知及び修繕確認完了通知がないものがあつた。 (福島診療所)</p> <p>タ. 実施伺に見積書を徴さないことの根拠規定が記載されていないもの、また、根拠規定を「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きによる」とされているものがあつた。同項ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りるとした根拠規定である。関係法令等に基づき適正に処理されたい。(鷹島診療所)</p> <p>チ. 実施伺に1者見積徴取理由の項目及び適用条文「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きによる」の記載のないものがあつた。 (鷹島診療所)</p> <p>ツ. 期間を要する修繕において、工程表が作成されていないものがあつた。(鷹島診療所)</p>	<p>電話交換機修繕業務の事務処理において、ご指摘の書類の作成処理を失念しておりました。 今後は財務規則及び会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行い、このような誤りがないよう十分に注意いたします。(福島診療所)</p> <p>今回の指摘を受け、見積書を徴さない理由の根拠は、松浦市財務規則第89条第2項の第1号～第7号の中で該当するものを記載することを確認しました。 今後は関係法令等に基づき適正な処理を徹底いたします。(鷹島診療所)</p> <p>地方自治法施行令及び市財務規則の認識不足により、記載が漏れておりました。このことについては、随意契約理由の適用条項を追記しました。今後はこのような誤りが無いよう十分に注意いたします。(鷹島診療所)</p> <p>ご指摘のことにつきましては、期間を要する修繕においては工程表の作成が必要であることを確認し、今後は適正な事務処理をおこなうよう徹底いたします。(鷹島診療所)</p>
<p>(4) 行政財産目的外使用許可状況</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>行政財産貸付使用料算定根拠となる土地評価証明書が保管されていないものが見受けられた。(鷹島診療所)</p> <p><b>【指導事項】</b></p> <p>ア. 4月1日付の使用許可日で、使用料算定根拠に係る土地評価証明書の取得日が許可日以降となっているものが見受けられた。 (市民生活課)</p> <p>イ. 使用許可日が決裁日より前の日付になっているものが複数見受けられた。(福島診療所)</p>	<p>土地評価証明書の取得を失念し、前年度価格をもって使用料を算定しておりました。今後は適正に処理を行います。 (鷹島診療所)</p> <p>今回の指摘を受け、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。(市民生活課)</p> <p>今回ご指摘の原因は、文書管理システム操作誤りによる日付の入力ミスです。 今後は適正なシステムの入力処理をいたします。 (福島診療所)</p>

